破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５２７号

新潟市西区小針２丁目31番８号、前住所新潟市西区寺尾前通３丁目２番地15
債務者　稲生　賢一
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　高志
4　破産債権の届出期間　平成25年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月22日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７０３号

埼玉県春日部市西宝珠花141番地
債務者　山嵜　哲央
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池永　知樹
4　破産債権の届出期間　平成25年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月８日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８７号

福岡県大川市大字中古賀942番地
債務者　佐藤　信義
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　修一
4　破産債権の届出期間　平成25年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号

福島市御山字中屋敷121番地の１、従前の住所福島県伊達市月舘町下手渡字口明石22番地27
債務者　高木　美晴
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉持　　惠
4　破産債権の届出期間　平成25年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月25日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１５９号

福島市御山字中屋敷121番地の１、従前の住所福島県伊達市月舘町下手渡字口明石22番地27
債務者　高木タマ子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉持　　惠
4　破産債権の届出期間　平成25年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月25日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１７４号

青森県黒石市大字油横丁22番地１
債務者　加藤　有司
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葛西　　聡
4　破産債権の届出期間　平成25年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１７５号

青森県黒石市大字油横丁22番地１
債務者　加藤　栄子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葛西　　聡
4　破産債権の届出期間　平成25年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１３４９号

千葉県市川市大野町２丁目154番地　市川グリーンハイツ第１―101号
債務者　星　由里加（旧姓行野）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　博江
4　破産債権の届出期間　平成25年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３５０号

長崎県長崎市八景町16番33号、旧住所長崎県対馬市美津島町尾崎514番地
債務者　山口　峯義
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　一成
4　破産債権の届出期間　平成25年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月13日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２４７号

札幌市中央区南３条西９丁目998番地３　アパタワーズ札幌大通公園1623号
債務者　高島　佐文（旧姓大友・吉田）
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　俊春
4　破産債権の届出期間　平成25年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５８号

北海道小樽市潮見台２丁目14番６号、前住所北海道小樽市天神２丁目１番10号
債務者　神土　　孝
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　唯彦
4　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１４３７号

千葉市若葉区東寺山町423番地１エステ・スクエア千葉Ａ―901号
債務者　小室　和彦
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田部井宏明
4　破産債権の届出期間　平成25年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２９１７号

札幌市中央区円山西町５丁目４番43号
債務者　大星　英二
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢吹　徹雄
4　破産債権の届出期間　平成25年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月26日午後４時
6　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０１号

奈良市中町4260番地
債務者　築切　聖典
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙林　　昇
4　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
奈良地方裁判所